

随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	令和6年度鹿児島維持出張所管内応急対応作業（その2）
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 鹿児島国道事務所長 竹下 卓宏 鹿児島県鹿児島市浜町2番5号
契約締結日	令和 6年 5月27日
契約の相手方の 氏名及び住所	株式会社植村組 鹿児島市伊敷五丁目9番8号
契約金額 （消費税及び地 方消費税含む）	¥308,000-
予定価格 （消費税及び地 方消費税含む）	¥308,000-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備 考	

随 意 契 約 理 由 書

1. 工事件名 : 令和6年度鹿児島維持出張所管内応急対応作業 (その2)
2. 工事場所 (履行場所) : 薩摩川内高江 IC、薩摩川内都 IC
3. 随意契約の相手方 : 住所 〒890-0008
鹿児島市伊敷5丁目9番8号
- 会社名 株式会社植村組
代表取締役 植村 一
電話 099-229-1111
4. 随意契約適用法令 : 会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3号
5. 当該業務の目的・内容及び随意契約に付する理由
- (1) 目的・理由
本作業は、令和6年5月27日からの降雨の影響により、応急対応作業を行うものである。
- (2) 理由
株式会社植村組と「令和6・7年度災害時における応急対策業務に関する基本協定 (以下基本協定という)」を締結している。また、基本協定第6条に契約の締結についての定めもあることと、豊富な経験と実績を有しているため、当該応急復旧作業を行うにあたり、出動体制を確保し、最も短い時間で対応できる基本協定締結者は株式会社植村組である。
- 以上のことから、株式会社植村組は本件を適正に履行できる唯一の契約相手である。このため本件は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4第3項により株式会社植村組と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)
鹿児島国道事務所
管理第二課長